

児童発達支援事業所等利用支援事業補助金等交付要綱

5 福祉障施第 3 7 5 号

令和 5 年 8 月 2 8 日

一部改正 7 福祉障施第 7 7 4 号

令和 7 年 7 月 3 日

(目的)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、児童発達支援事業所等利用支援事業に係る補助金等（以下「補助金等」という。）について、東京都児童発達支援事業所等利用支援事業実施要綱（（令和 5 年 8 月 1 7 日付 5 福祉障施第 2 2 1 号）以下「実施要綱」という。）第 6 条に基づき、区市町村へ補助又は支給対象児童の保護者に支給するものとし、その補助及び支給に関する手続きを定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この補助金等の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 4 条に規定する事業及び当該事業を円滑に進めるため、区市町村において必要となる事務及びシステム改修等に対して補助する事業（以下「実施円滑化事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 実施要綱第 4 条（1）における補助金（以下「補助金」という。）の対象となる経費は、実施要綱に規定する事業を実施するための経費で、別表 1 及び別表 2 に定める経費とする。

(補助金等の交付額)

第 4 条 この補助金の交付額は、別表 1 に定める合計額に、別表 2 に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ないほうの額を加えた額とする。ただし、別表 2 において算出された額に、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、実施円滑化事業を 2 か年度にまたがり申請を行う場合は、初年度は補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ないほうの額を選定し、次年

度は初年度の補助基準額から初年度の選定額を引いた額を補助基準額とする。

(補助条件)

第5条 この補助金は、都の予算の範囲内で交付するものとし、別記補助条件を付して交付するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定等)

第6条 この補助金の交付申請等の手続は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別紙様式第1号に関係書類を添えて行うこと。
- (2) この補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更するときは、別に定める期日までに別紙様式第2号に関係書類を添えて行うこと。
- (3) 東京都知事（以下「知事」という。）は、(1) 及び (2) の規定による交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、適当と認める場合は、第5条に定める条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

(概算払)

第7条 知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

(給付金支給申請)

第8条 実施要綱第4条(2)により実施要綱第5条の給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下のいずれかにより、知事に申請しなければならない。

- (1) 都の指定する申請フォームに必要な事項を入力、関係書類を添付して申請する。
- (2) 様式1による申請書に関係書類を添えて申請する。

(支給の決定等)

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は給付金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(支給決定の取消し等)

第10条 都は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給の決定を受けたと認められるときは、給付金の支給の決定を取り消すとともに、その旨、申請者等に通

知するものとする。

2 都は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した申請者に対し、期限を定めて給付金の返還を命ずるものとする。

(給付金の請求)

第11条 都は、給付金を支給する場合、原則として東京都国民健康保険団体連合会から受領した事業所の請求データに基づき、申請者の自己負担額を支払うこととする。この場合、申請者は、事業所へ支払った根拠書類を都に提出することとし、請求書は不要とする。

そのほかの場合、申請者は、請求書及び根拠書類等を添えて都に請求することとする。

(給付金の支給)

第12条 都は、前条による支払根拠書類等の提出があったときは、当該内容を審査し、適当と認めた場合は給付金を支給する。

(その他)

第13条 この要綱に定めがない事項は、別途福祉局障害者施策推進部長が定めることができる。

附 則（令和5年8月28日付5福祉障施第375号）

この要綱は、決定日から施行する。

附 則（令和7年7月3日付7福祉障施第774号）

この要綱は、決定日から施行する。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1) 及び (2) に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助事業の実施期間

補助事業は、事業実施年度の3月31日までに完了しなければならない。

4 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、区市町村長に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

6 補助事業の遂行命令等

(1) 4 及び 5 の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2)(1)の規定による命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

7 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、別紙様式第3号に係る書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

9 是正のための措置

(1) 知事は、8の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 7の規定は、(1)の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

10 決定の取消し

(1) 区市町村長が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(2)(1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

(1) 1又は10の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

12 違約加算金

10の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、区市町村長は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

区市町村長が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

15 調書の作成、保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4号による調書を作成し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

16 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

別表 1

1 区分	2 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
無償化に伴う給付金	児童福祉法に基づき決定された各保護者の負担上限月額	各区市町村が、保護者に支給した実施要綱第5条の給付金 ※遡及適用する場合の支給対象期間は、補助申請の属する年度の前年度利用分までとする。	10分の10

別表 2

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
実施円滑化事業（実施要綱第4条に規定する事業の実施を円滑に進めるため、区市町村において必要となる事務及びシステム改修等に対して補助する事業）	基礎額（600万円）＋住民基本台帳に基づく人口（※）について、別表3の1欄の人数ごとに2欄の単価を乗じて得た額の合計額	区市町村において実施要綱第4条に規定する事業を実施するに当たり必要となる、システム改修、設備整備及び事務手続を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、報酬、需用費（消耗品費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料等）、共済費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）	10分の10

※ 令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

別表 3

1 人口	2 単価
0人～49,999人まで	130円
50,000人～99,999人まで	120円
100,000人～199,999人まで	110円
200,000人～299,999人まで	100円
300,000人～499,999人まで	90円
500,000人～999,999人まで	70円
1,000,000人以上	60円